

県北広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年3月27日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 路線名 二戸五日市線
- 2 供用開始の区間 二戸市浄法寺町駒ヶ嶺36番3地先から田余内5番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 平成27年3月27日から同年4月27日まで